

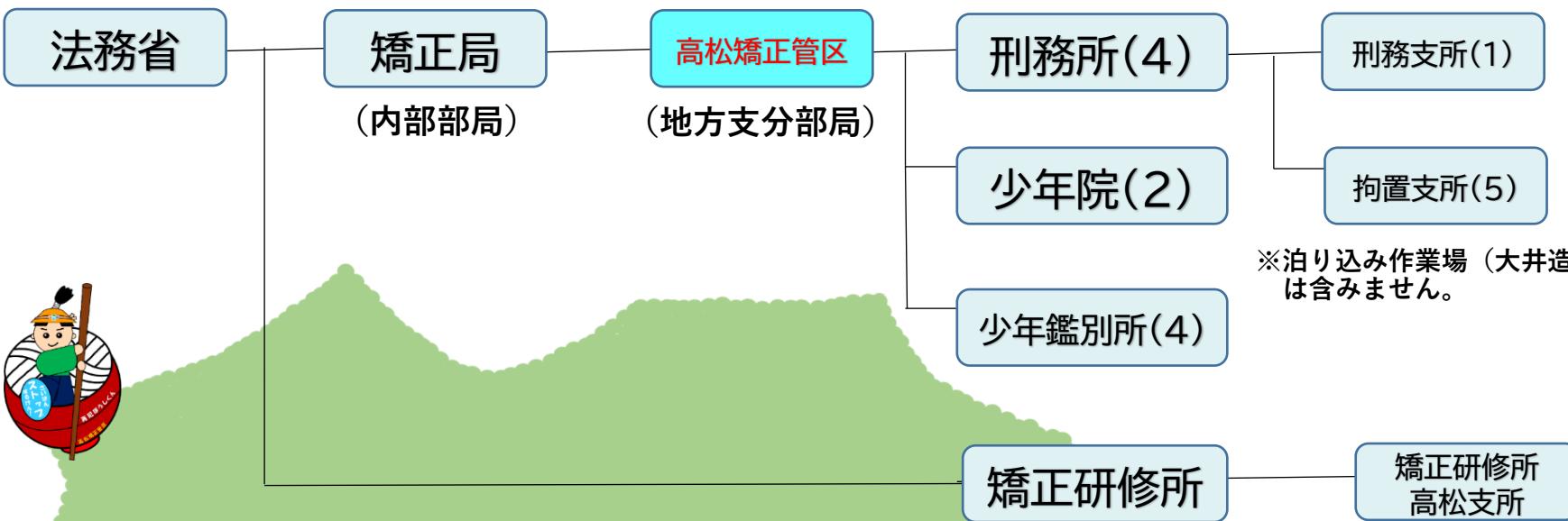
法務省高松矯正管区における再犯防止の取組について

法務省高松矯正管区更生支援企画課



再犯ぼうし君・しえんちゃん

高松矯正管区と四国 4 県の矯正施設（刑務所・少年院・少年鑑別所など）



高松矯正管区 更生支援企画課の役割



更生支援企画課の担当業務



→被収容者の**更生支援**に関する**企画・調整**に関すること
四国4県の矯正施設と、
関係機関・地方公共団体との総合調整窓口



再犯防止 犯罪に 戻らない 戻さない 立ち直りを支える地域の力
No one will be left behind

なかでも

1 地方公共団体をはじめとする地域との連携強化に係ること

2 関係省庁・民間団体(協力者)との連携

※特に受刑者等の社会復帰支援に係る社会資源の開拓

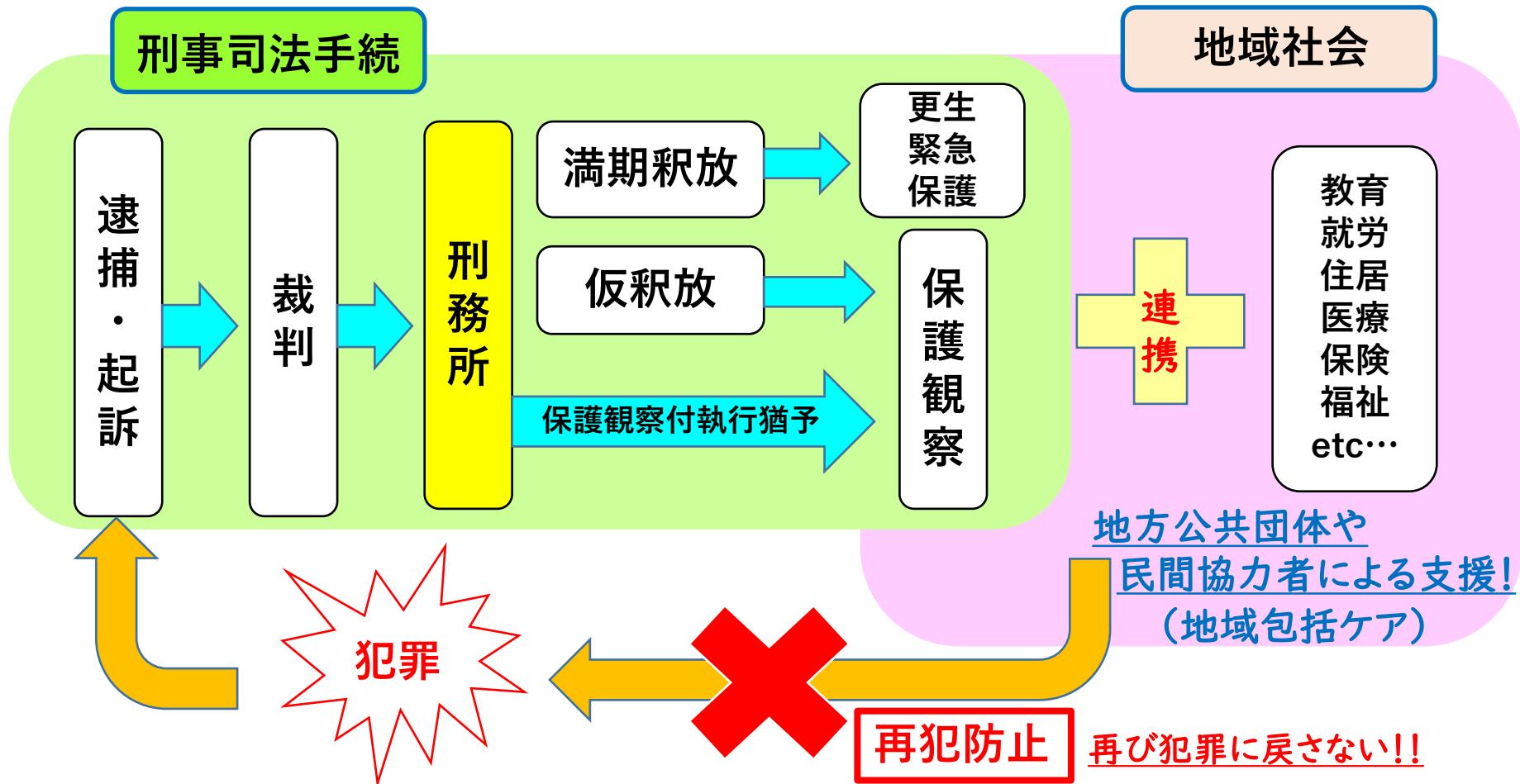
→ **居住支援・農福連携**を中心に

目指すは
再犯防止

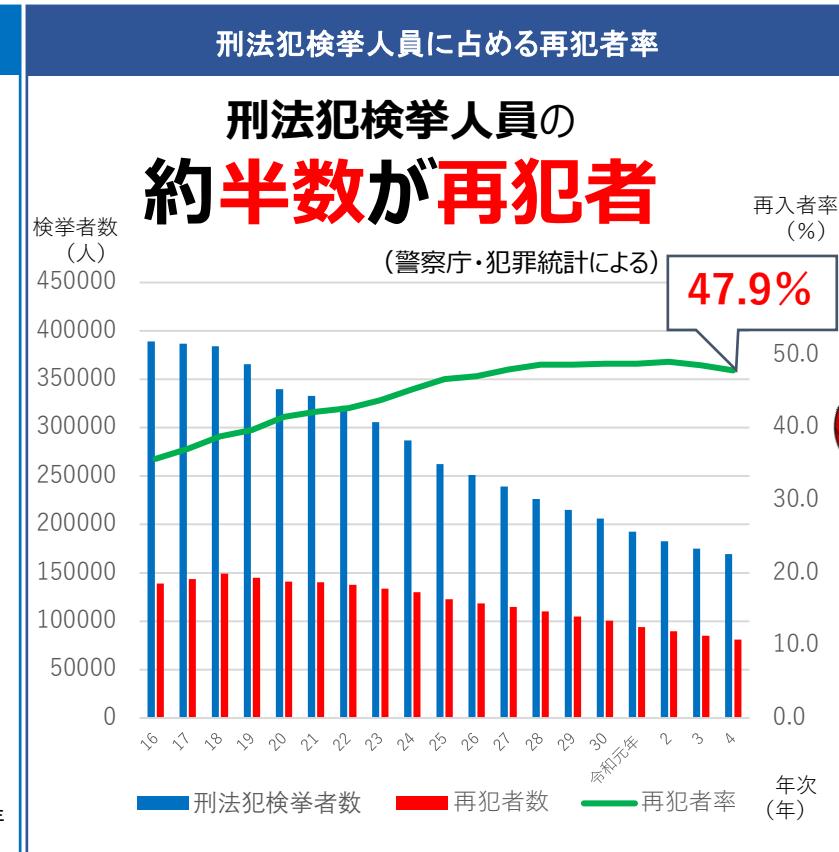
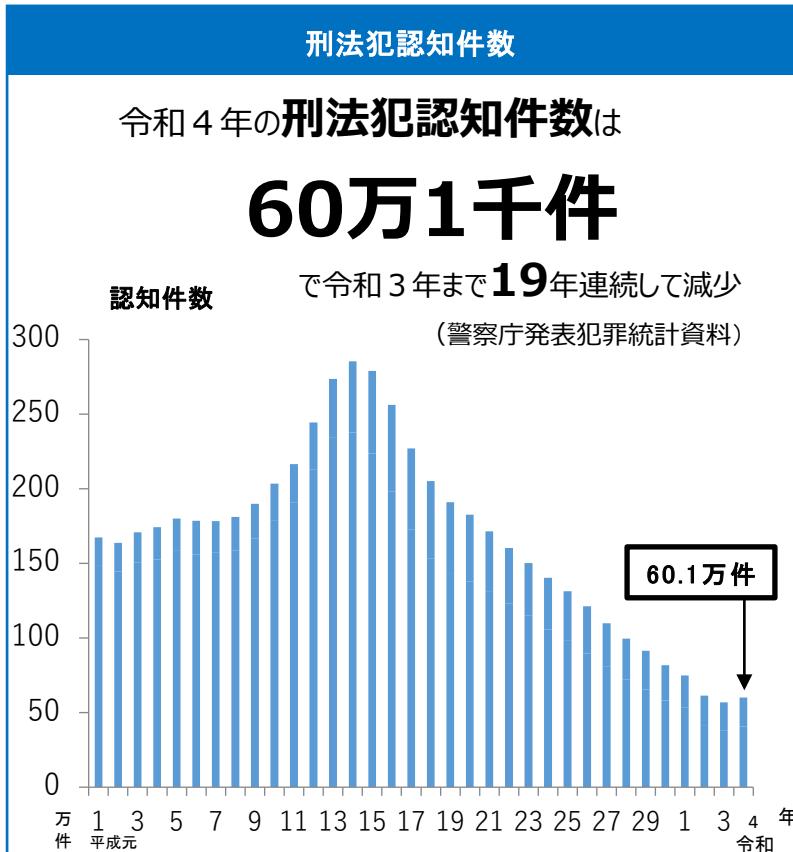
3 再犯防止に関する**広報業務**



刑事司法手続の流れ（成人の場合）



刑法犯認知件数と再犯者数（再犯者率）の関係



- ▶ 犯罪を減らすためには**再犯者**に対して特に対策が必要
→国・地方公共団体・民間団体等が**連携**して取り組む**体制**の整備

再犯防止の課題

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱えている人がおり、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。



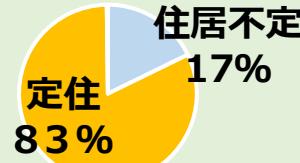
仕事がない
約7割が犯罪時無職



新受刑者の犯罪時就労状況



住居がない
約2割が犯罪時住居不定



新受刑者の犯罪時居住状況

(令和4年矯正統計年報)

地域に戻っても・・・



【刑務所等での指導・支援】

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援



再犯防止に向けた国の取組

- ▶ 平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
- ▶ 平成29年12月「第一次再犯防止推進計画」閣議決定(H30年度～R4年度)
- ◎ 令和5年3月「**第二次再犯防止推進計画**」閣議決定(H5年度～R9年度)

第二次再犯防止推進計画とは…

R5年度～R9年度の

5年間の計画を定めたもの。

7つの重点課題 の下に

96の具体的な施策を定め、
その実施により

「世界一安全な日本」を目指す。

①就労・住居の確保等

②保健医療・福祉サービスの利用の促進等

③学校等と連携した修学支援の実施等

④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

⑤民間協力者の活動の促進等

⑥地域による包摂の推進

⑦再犯防止に向けた基盤の整備

7つの
重点課題です



→ 第一次推進計画の基本方針を踏襲し、第二次推進計画で発展・加速させる。

→ 国・都道府県・市区町村の役割分担を明確化

国：所管・権限に応じた対象者の指導・支援、地方公共団体等への財政面支援など

都道府県：域内ネットワークの構築、基礎自治体が困難な分野の専門的支援など

市区町村：立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくり

再犯防止啓発月間について

- ★ 每年7月は「再犯防止啓発月間」です！
 - 再犯防止推進法第6条に規定されています。
 - ▶ 広報活動の一層の推進 → 理解者を増やす



(再犯防止パネルの展示)

(高商書道部・作品)



広報・啓発活動の実施

知っていますか？再犯防止



再犯防止の課題

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱えている人がおり、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。



仕事がない
約7割が犯罪時無職
無職 70% **有職 30%**
新受刑者の犯罪時就労状況

住居がない
約2割が犯罪時住居不定
定住 83% **住居不定 17%**
新受刑者の犯罪時居住状況
(令和4年統計年報)

再犯や再非行を防止するために…

平成28年6月に、法務省内の高松高等検察庁、高松矯正管区、四国地方更生保護委員会、高松地方検察庁、高松保護観察所が一体となって再犯防止を図るために「四国再犯防止会議」を設置して、継続的に検討・協議を行い、四国内の関係機関相互の連携と必要な施策の推進を進めています。

また、**令和5年度から「第二次再犯防止推進計画」の運用を開始し**、四国でも、各県を始め、市町村での再犯防止に関する取組のための計画策定が進んでおりますので、地域の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願ひいたします。

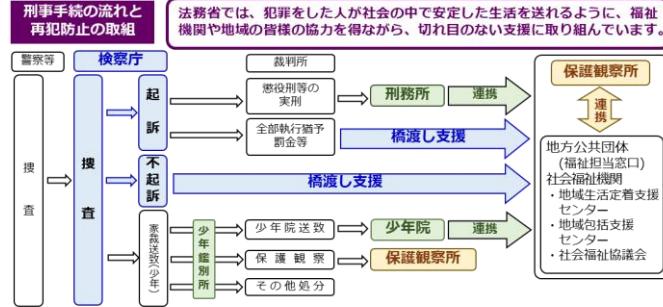
【お問い合わせ】

四国再犯防止会議 『令和6年度事務局』高松矯正管区（更生支援企画課）
〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎8階
電話：087-822-4460

再犯防止についてもっと知りたい方は

検索

法務省 再犯防止



検察庁では、事件を捜査した後、起訴・不起訴の決定をします。

起訴した人のうち刑の全部の執行を猶予された人や罰金等になった人、不起訴（起訴猶予等）となった人など、刑務所等に収容されない人を支援するために、社会福祉機関や保護観察所等につなく支援（橋渡し支援）を行っています。

刑務所や少年院など（矯正施設といいます。）では、収容された人に対して、再び社会復帰できるように改善更生を図るための処遇等を行っています。

★コレワーク四国による就労支援

コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支 握情報センター室）では、刑務所出所者等の雇用を検討してくださる事業主の方との相談、雇用に関する情報提供、雇用支援セミナー、個別面接会を同時に実施しています。



詳細はごちらから



保護観察所では、犯罪や非行をした人の再犯・再非行の防止や、立ち直りの支援により、安全・安心な地域社会、共生社会の実現を目指しています。

“社会を明るくする運動”

犯罪や非行のない明るい社会を目指す全国的な運動です。



「ホゴちゃん遍路」
(吉祥寺・愛媛県西条市にて)

地域援助

保護観察所では、地域住民の皆様や関係機関・団体の皆様からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した支援を行っています。

犯罪・非行の防止や立ち直り支援に関して、お困りのことやご依頼などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

*ご利用は無料です。

*支援に関するお問い合わせは、

お近くの保護観察所にご連絡ください。

保護観察所の詳細はごちらから





矯正施設所在自治体会議



本年6月12日(水)、ホテルニューオータニ東京において、矯正施設所在自治体会議総会が開催され、全国の矯正施設が所在する基礎自治体から35名の首長が出席され協議が行われました。

四国内の自治体からは、高松市(大西秀人市長)、善通寺市(辻村修市長)、東温市(加藤章市長)、高知市(桑名龍吾市長)が出席されました。



再犯防止×地方創生ワークショップ型研修

★ねらい！

地方自治体と矯正施設が、**アイデアを出し合い**（それぞれの強みや特徴などを持ち寄って）、「地域活性化」・「立ち直りの新しい仕組み」・「法務省職員が気付いていない刑務所・少年院等の価値」などを**発見・創造**することを通じて、地方自治体と矯正施設の**創意と工夫**による地域創生策や再犯防止活動の促進を図る。



令和6年度四国ブロック再犯防止シンポジウム

1 日時:令和6年12月3日(火) 13:00~16:00

2 場所:レクザムホール(香川県高松市玉藻町9-10)

3 統一テーマ:地域における“息の長い”支援の実現

4 構成:基調講演、パネルディスカッション



(令和5年度四国ブロック再犯防止シンポジウムの様子)

矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

コレワーク



矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供するなどしています。



無職者と有職者では再犯率が大きく異なるよ。
法務省調査によると無職者は再犯率が有職者と比べると3倍というデータもあるよ!

再犯防止には
仕事も大切だね!



法務少年支援センター（少年鑑別所に併設）支援内容



地域の非行・犯罪の防止、青少年の健全育成のために
～法務少年支援センターでは、支援を行っています～



- ☆ 能力・性格の調査
- ☆ 問題行動の分析や指導方法等の提案
- ☆ 御本人や御家族に対する心理相談
- ☆ 事例検討会（ケース会議）等への参加
- ☆ 研修・講演・法教育授業等



居住支援の充実に向けて

本年度の取組



→引き続き、更生保護官署と連携して

- ・ 矯正と居住支援法人等の関係構築を図る
- ・ 矯正施設職員の居住支援についての理解促進

※居住支援協議会等との意見交換会（当管区が計画します。）



NEW!

- 施設を会場に受刑者の実情を居住支援法人等の関係機関に知ってもらう
- 居住支援について矯正施設職員も理解を深める

★居住支援法人と関わる際には、更生保護官署との密な情報共有を

- ・ 居住支援の制度や居住支援法人は、近年、制度として整ってきた支援体制です。
更生保護官署においても、貴重な社会資源として慎重に開拓を進めています。

対象者の帰住調整等において、居住支援法人へ御連絡される場合などには、
更生保護官署との情報共有をお願いします。



高松矯正管区

安全・安心な社会のため 地域と共に
刑務所・少年院・少年鑑別所と

「再犯防止」

に向けて取り組んでいます

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱え、支援なしでは立ち直ることが難しい人もいます。

【刑務所等での指導・支援】

- 刑務作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの防止指導
- 就労支援
- 福祉等へつなぐための支援



国
と
地域
が
連携



【地域の支援】



- 住居の確保
- 就労の確保
- 保健医療・福祉サービスの提供
- 修学の支援

法務省 高松矯正管区
更生支援企画課

〒760-0033
高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎
TEL:087-822-4455(代表)
FAX:087-826-1285

高松矯正管区は、
四国4県に所在する矯正施設
(刑務所、少年院、少年鑑別所)
の適切な運営管理を担う
法務省の機関です。



管区HP